

奈良市公報

第 201 号

平成 17 年 10 月 1 日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	1
○ 一般競争入札の実施	2
○ 放置自転車等の保管	3
○ 奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱	3
○ 住居番号の設定	11
○ 放置自転車等の保管	11
○ 地区計画の原案の公衆縦覧	11
○ 議会定例会の招集	12
○ 放置自転車等の保管（2 件）	12
○ 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	12
○ 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	12
○ 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	12
○ 結核指定医療機関の指定	13
○ 予防接種（二種混合）の実施	13
○ 放置自転車等の処分	13
○ 放置自転車等の保管	14
○ 徴収事務の委託	14
○ 放置自転車等の保管	14
○ 身体障害者福祉法に規定する医師の指定	14
○ 排水設備指定工事店の指定取消し	14
○ 排水設備指定工事店の指定	15
○ 住居番号の変更	15
○ 戸籍の附票の再製	15
○ 放置自転車等の保管	15
○ 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定	15
○ 放置自転車等の保管	15
○ 道路の位置指定	15

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
杣川幹線 - 34	奈良市藤ノ木台二丁目 519- 3	奈良市藤ノ木台二丁目 473- 6
杣川幹線 - 35	奈良市藤ノ木台二丁目 473- 6	奈良市藤ノ木台二丁目 473- 6
押熊第 2 幹線 - 32	奈良市押熊町 894- 1	奈良市押熊町 894- 4
押熊第 2 幹線 - 33	奈良市押熊町 945	奈良市押熊町 886- 3
押熊第 2 幹線 - 34	奈良市押熊町 943- 2	奈良市押熊町 901- 2
押熊第 2 幹線 - 35	奈良市押熊町 944- 5	奈良市押熊町 950- 2

○ 一般競争入札の実施	16
○ 開発行為に関する工事の完了	17
○ 地域住宅計画の作成	17
訓 令 甲	
○ 奈良市環境調整会議設置規程の一部を改正する訓令	17
公 営 企 業	
○ 一般競争入札の実施	17
○ 奈良市水道局技術部浄水場水質管理課放射線障害予防規程を廃止する規程	18
○ 一般競争入札の実施	18
教 育 委 員 会	
○ 定例教育委員会の開催	19
○ 学校教育法施行細則の一部を改正する規則	20
農 業 委 員 会	
○ 農地部会の招集	20

告 示

奈良市告示第 525 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17 年 9 月 1 日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17 年 9 月 1 日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤 原 昭

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17 年 9 月 15 日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市藤ノ木台二丁目、押熊町、敷島町二丁目、敷島町一丁目、あやめ池南八丁目、宝来町、六条西六丁目、大森西町、南新町、南紀寺三丁目及び古市町の各一部

敷島幹線 - 107	奈良市敷島町二丁目 510- 11	奈良市敷島町二丁目 526- 1
あやめ池北幹線 - 104	奈良市敷島町一丁目 1125- 2	奈良市敷島町一丁目 511- 9
あやめ池北幹線 - 105	奈良市敷島町一丁目 1125- 2	奈良市敷島町一丁目 511- 3
あやめ池南幹線 - 442	奈良市あやめ池南八丁目 900- 59	奈良市あやめ池南八丁目 900- 58
菅原幹線 - 11	奈良市宝来町 1168- 2	奈良市宝来町 1129- 1
六条第 2 幹線 - 110	奈良市六条西六丁目 255- 1	奈良市六条西六丁目 249- 2
六条第 2 幹線 - 111	奈良市六条西六丁目 248- 2	奈良市六条西六丁目 258
大森幹線 - 43	奈良市大森西町 211- 4	奈良市大森西町 211- 4
三条大路幹線 - 26	奈良市南新町 77- 2	奈良市南新町 78- 2
北永井幹線 - 293	奈良市南紀寺三丁目 289- 2	奈良市南紀寺三丁目 287- 18
北永井幹線 - 294	奈良市古市町 1353- 1	奈良市古市町 2727

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 17年 9月 1日揭示済)

奈良市告示第 526号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 9月 1日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

農道整備工事(米谷町地内北中田～三反田線)ほか 31 件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 17年 9月 6 日までは入札控室、同月 7 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 9月 6 日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 17年 9月 13日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
エ 入札書に記名押印のない入札
オ 入札金額を訂正した入札
カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 9 月 7 日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
(3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17 年 9 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 527 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 9 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成 17 年 9 月 1 日
3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める

条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111 代表
(平成 17 年 9 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 528 号

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱を次のように定める。

平成 17 年 9 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、小児慢性特定疾患児に対し、便器等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「小児慢性特定疾患児」とは、児童福祉法第 21 条の 9 の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成 17 年厚生労働省告示第 23 号）により厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている 18 歳未満の児童（18 歳到達時点において小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。）をいう。

(用具の種目等)

第 3 条 給付の対象となる用具は、別表第 1 の種目の欄に掲げる用具とする。

2 用具は、別表第 1 の性能の欄に掲げる性能を有するものとする。

(対象者)

第 4 条 用具の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する別表第 1 の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾患児であって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による施策の対象とならないものとする。

(申請)

第 5 条 用具の給付を受けようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書（別記第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 小児慢性特定疾患医療受診券の写し
- (2) 児童の扶養義務者の所得税額を証明できる証票（申請月が 1 月から 6 月までは前々年の所得、7 月から 12 月までは前年の所得に係るものとする。）
- (3) 生活保護を受けているときは、保護証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該児童の身体状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査して調査書（別記第 2 号様式）を作成のうえ、その内容を審査し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書（別記第 3 号様式）に小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券（別記第 4 号様式）を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により用具の給付をしないこと
別表第 1（第 3 条・第 4 条関係）

を決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付不承認決定通知書（別記第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(用具の給付及び負担)

第 7 条 用具の給付の決定を受けた申請者は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券を業者に提出し、用具の引渡しを受けなければならない。

2 前項の申請者は、用具の引渡しを受けたときは、当該申請者が用具の給付の決定を受けた日の属する会計年度において、別表第 2 に定める額を限度に、その用具の購入に要する費用の一部又は全部を当該業者に支払わなければならない。

(管理義務等)

第 8 条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがある。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 17年 10月 1 日から施行する。

種 目	対 象 者	性 能
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じくそう 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの

体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの

別表第 2 (第 7 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費用負担基準額表

世 帯 の 階 層 区 分		徴収基準額	加算基準額
A	生活保護法 (昭和 25 年法律第 14 号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C ₁	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	230
C ₂	所得割の額のある世帯	2,900	290
D ₁	A 階層及び B 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,800 円以下	350
D ₂		4,801 円から 9,600 円まで	380
D ₃		9,601 円から 16,800 円まで	430
D ₄		16,801 円から 24,000 円まで	470
D ₅		24,001 円から 32,400 円まで	550
D ₆		32,401 円から 42,000 円まで	630
D ₇		42,001 円から 92,400 円まで	810
D ₈		92,401 円から 120,000 円まで	940
D ₉		120,001 円から 156,000 円まで	1,160
D ₁₀		156,001 円から 198,000 円まで	1,380
D ₁₁		198,001 円から 287,500 円まで	1,790
D ₁₂		287,501 円から 397,000 円まで	2,200
D ₁₃		397,001 円から 929,400 円まで	2,620
D ₁₄		929,401 円から 1,500,000 円まで	4,040
D ₁₅		1,500,001 円から 1,650,000 円まで	4,250
D ₁₆		1,650,001 円から 2,260,000 円まで	5,150
D ₁₇		2,260,001 円から 3,000,000 円まで	6,130
D ₁₈		3,000,001 円から 3,960,000 円まで	7,190
D ₁₉		3,960,001 円以上	全 額 左の徴収基準額の 10%。ただし、その額が 8,560

			円に満たない場合は 8,560円
--	--	--	------------------

備考

- 1 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 29 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 31 条の 7 及び同法附則第 5 条第 2 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第 32 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 この表の D₁ から D₁₉ までの階層における「所得税の額」とは所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 17 年法律第 8 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第 9 条第 1 項及び第 9 条第 1 項から第 3 項まで
 - (2) 租税特別措置法第 4 条第 1 項から第 3 項まで
 - (3) 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 9 号）附則第 18 条
- 3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。
- 4 同一月内に同一世帯の 2 人以上の小児慢性特定疾患児につき日常生活用具の給付を行う場合には、当該各小児慢性特定疾患児につき負担させるべき費用の額を決定するものとし、その額は、最初の者についてはこの表の徴収基準額とし、2 人目以降の者についてはいずれもこの表の加算基準額とする。
- 5 徴収基準額又は加算基準額が日常生活用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって徴収基準額又は加算基準額とする。
- 6 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者

住 所

氏 名

印

給付対象者との続柄 ()

次のとおり、小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付を申請します。

対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住 所					
	疾 患 名					
世 帯 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	備考 (対象者に対する介護の状況等)	
給付を希望する理由						
現在の住まいの 状況	住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器 1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状 況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない。 4 自分でできる。	排 便	1 他人の介助を必要 2 便器 (携帯用) 使 用 3 自分でできる。	移 動 1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる。	
給付を受けたい用具の 名称				希望する型式、規模等		
給付上特に希望する事 項						
備 考						

添付書類

- 1 小児慢性特定疾患医療受診券の写し
- 2 児童の扶養義務者の所得税額を証明できる証票
- 3 生活保護を受けているときは、保護証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式 (第 6 条関係)

調査書 (小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業)

申請書受理番号 及び年月日		第 号 年 月 日		申請者 氏 名			対 象 者 との続柄	
対 象 者	氏 名			男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	住 所							
	疾 患 名							
世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対 象 者 との続柄	課 税 状 況			備 考	
世 帯 区 分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯						
住 ま い の 状 況		1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)						
給 付 後 の 生 活 の 状 況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況 に○) 1 自力でできるようになる。 2 一部介助でできるようになる。 3 給付しても変わらない。 (一部介助・全介助) 4 その他 ()				その他の状況 1 在宅生活が可能になる。 2 その他 ()		
給 付 の 必 要 の 有 無		有・無		給付する(しない) 理由				
給 付 す る 用 具 名 (含む型式規模等)			予 定 価 格	円	扶養義務 者が支払 うべき額	円	公費負担 予 定 額	円
そ の 他 特 記 事 項								
年 月 日		調査員 職名 氏名						

第 3 号様式 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書

様

奈良市長

印

先に申請のありました小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日		
対象者氏名		疾患名			
給付する用具名(含む型式規模等)		納入業者名			
		納入業者の住所 (電話)			
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2 に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。				

第 4 号様式 (第 6 条・第 7 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券							
給付番号	第	号	給付券発行日		年 月 日		
対象者氏名			生 年 月 日		年 月 日生 (歳)		
居住地							
保護者氏名				対象者との 続柄			
給付する用具 名 (型式規模 等)		価 格	円	扶養義 務者が 支払う べき額	円	公 費 負担額	円
納入業者名				納入業者の 住所	(電話)		
この券の有効 期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日		業者の公費 支払請求期限	年 月 日		
上記のとおり決定します。 年 月 日 奈良市長 印							
業者の納付し た日	年 月 日	扶養義務者 から受領し た額		円	受領業者名 及び年月日		年 月 日 印
用具受領保 護者名	印			検収者	職名 氏名 印		
その他特記 事項							

第 5 号様式 (第 6 条関係)		
第 年	第 月	日
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付不承認決定通知書		
(申請者)	様	奈良市長
年 月 日に申請がありました小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次の理由により給付しないことに決定しましたので通知します。		
(理由)		
(平成 17 年 9 月 1 日揭示済)		(平成 17 年 9 月 2 日揭示済)
奈良市告示第 529 号 奈良市住居表示に関する条例 (昭和 42 年奈良市条例第 21 号) 第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。 平成 17 年 9 月 2 日 奈良市長 藤 原 昭 次のとおり省略 (平成 17 年 9 月 2 日揭示済)		奈良市告示第 531 号 大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例 (昭和 61 年奈良市条例第 35 号) 第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。 平成 17 年 9 月 5 日 奈良市長 藤 原 昭
奈良市告示第 530 号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。 平成 17 年 9 月 2 日 奈良市長 藤 原 昭		1 地区計画等の種類 地区計画 2 地区計画の名称 東紀寺町一丁目地区計画 3 地区計画の位置 奈良市東紀寺町一丁目 703 番 1 4 地区計画の区域 別紙図面のとおり 5 地区計画の面積 約 1.6 ha 6 地区計画の原案の縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市都市計画部都市計画課 7 地区計画の原案の縦覧期間 平成 17 年 9 月 6 日から同月 20 日まで
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成 17 年 9 月 2 日 3 移動対象区域 近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略		

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市計画部都市計画課に平成 17 年 9 月 27日までに必着するように提出してください。
別紙図面省略

(平成 17年 9月 5日揭示済)

奈良市告示第 532号

平成 17年 9月 13日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成 17年 9月 6日

奈良市長 藤原 昭

(平成 17年 9月 6日揭示済)

奈良市告示第 533号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 9月 6日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 9月 6日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 9月 6日揭示済)

奈良市告示第 534号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 9月 7日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 9月 7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 9月 7日揭示済)

奈良市告示第 535号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 9月 7日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設 又は廃止した 事業の種類	廃止 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		
医療法人岡谷 会おかたに病 院	奈良市南京終町 一丁目 25- 1	短期入所療養 介護、介護療 養型医療施設	平成 17 年 8 月 31日
ひまわりの会 ばればれ奈良 公園	奈良市西笹鉾町 13	通所介護	平成 17 年 6 月 30日

(平成 17年 9月 7日揭示済)

奈良市告示第 536号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 9月 7日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ヘルスレント奈良ステーション	奈良市四条大路一丁目 4 - 44	(名称) ダスキントール奈良ステーション	(名称) ヘルスレント奈良ステーション	平成 17年 8月 1日
ばればれ奈良公園	奈良市西笹鉾町 13	(所在地) 奈良市西笹鉾町 40	(所在地) 奈良市西笹鉾町 13	平成 17年 7月 1日

(平成 17年 9月 7日揭示済)

り告示します。

平成 17年 9月 7日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第 537号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定によ

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社コムスン 朱雀ケアセンター	奈良市朱雀五丁目 20- 6 ガーデンシ ティ 20 号	居宅介護支援事業	株式会社コムスン	東京都港区六本木 六丁目 10- 1 六本 木ヒルズ森タワー	平成 17 年 9 月 1 日
デイハウス八重桜	奈良市高天市町 22 - 1	通所介護	有限会社デイサービス八重桜	奈良市高天市町 22 - 1	平成 17 年 8 月 5 日
ヘルパーステーションなにわ	奈良市押熊町 1279 - 1 藤松ハイッ 102 号	訪問介護	有限会社浪花企画	奈良市押熊町 1279 - 1 藤松ハイッ 10 2 号	平成 17 年 8 月 10 日
ぼれぼれ奈良公園	奈良市西笹鉾町 13	通所介護	株式会社ひまわりの会	奈良市登美ヶ丘二 丁目 2 - 15	平成 17 年 8 月 1 日
ケアアシスト	奈良市富雄北二丁目 6 - 33 シティパ レス富雄北 205 号 室	居宅介護支援事業	有限会社ケアアシスト	奈良市神功一丁目 6 - 15- 107	平成 17 年 9 月 6 日

(平成 17 年 9 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 538 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 9 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
うさぎや薬局	奈良市小川町 4 - 2	平成 17 年 9 月 1 日

(平成 17 年 9 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 539 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定によるジフテリア及び破傷風の第 2 期の予防接種（二種混合）を行いますので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により次のとおり公告します。

平成 17 年 9 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 予防接種を受けられる者の範囲
小学校 6 年生（11 歳以上 13 歳未満の者）
- 2 予防接種を行う日時及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不適当者
 - (1) 明らかな発熱（37.5 以上）を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー（即時型アレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
 - (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 17 年 9 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 540 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示します。

平成 17 年 9 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 17年 9月 22日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 17年 6月 2日から同月 3日まで、同月 6日から
同月 10日まで、同月 13日から同月 16日まで、同月 21日
から同月 24日まで、同月 27日及び同月 28日

(平成 17年 9月 8日揭示済)

奈良市告示第 541号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 9月 8日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 9月 8日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 9月 8日揭示済)

奈良市告示第 542号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 17年 9月 8日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条町二丁目 9 番 2 号 社団法人 奈良市歯科医師会 会長 福 岡 道 郎	奈良市みどりの家歯科 診療所使用料及び手数料

2 委託の期間

平成 17年 8月 18日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 9月 8日揭示済)

奈良市告示第 543号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 9月 9日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 9月 9日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 9月 9日揭示済)

奈良市告示第 544号

身体障害者福祉法（昭和 24年法律第 283号）第 15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62年奈良市規則第 29号）第 4 条の規定により告示します。

平成 17年 9月 9日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
大庭 直樹	高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 - 3	神経内科 (肢体不自由)	平成 17年 8月 1 日
渡辺 明彦	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目 30- 1	外科 (小腸機能障害)	平成 17年 8月 29 日
瀬川 雅数	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目 643	内科 (小腸機能障害)	
三村征四郎	新大宮診療所	奈良市芝辻町四丁目 7 - 2	外科 (小腸機能障害)	
高濱 靖	高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 - 3	外科 (小腸機能障害)	

(平成 17年 9月 9日揭示済)

平成 17年 9月 12日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市告示第 545号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和 51年奈良市規則第 11号）第 11条の規定により、次のとおり公示します。

1 取消し年月日

平成 17年 9月 12日

2 指定工事店

指定番号 第 229号

店舗の所在地 天理市石上町 607番地の 1

会社名 名阪設備工業
代表者 菅野 是清
(平成 17年 9月 12日揭示済)

奈良市告示第 546号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和 51年奈良市規則第 11号）第 11条の規定により、次のとおり公示します。
平成 17年 9月 12日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 指定年月日
平成 17年 9月 12日
- 2 指定工事店

指定番号 第 229号
店舗の所在地 天理市石上町 607番地の 1
会社名 株式会社 名阪設備
代表者 代表取締役 菅野是清
(平成 17年 9月 12日揭示済)

奈良市告示第 547号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 21号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条例第 4 項の規定により告示します。
平成 17年 9月 12日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成 17年 9月 12日揭示済)

奈良市告示第 548号

住民基本台帳法施行令（昭和 42年政令第 292号）第 21条において準用する同令第 17条第 1 項の規定に基づき次のとおり戸籍の附票を再製したので、同令第 21条において準用する同令第 17条第 2 項の規定に基づき告示し、当該戸籍の附票を関係者の縦覧に供します。

平成 17年 9月 13日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 再製した戸籍の附票
本 籍 奈良市北川端町 1 番地
筆頭者 有 沢 正 道
- 2 再製年月日
平成 17年 9月 13日
- 3 縦覧期間
平成 17年 9月 13日から同月 28日まで
- 4 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市市民生活部市民課
(平成 17年 9月 13日揭示済)

奈良市告示第 549号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止

区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 9月 13日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 9月 13日
- 3 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 9月 13日揭示済)

奈良市告示第 550号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成 17年奈良市規則第 51号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 9月 14日

奈良市長 藤 原 昭

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 マエダ	代表取締役 前田 憲彦	奈良県大和郡山市 額田部寺町 15番地 の 1	平成 17年 6 月 20日

(平成 17年 9月 14日揭示済)

奈良市告示第 551号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 9月 14日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 9月 14日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 9月 14日揭示済)

奈良市告示第 552号

建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告した建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による次の道路の位置の指定を全部廃止しました。

平成 17年 9月 14日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	京都府城陽市寺田今堀 108番地の 13
申請者氏名	松阪 喜美子
道路の位置	奈良市大宮町一丁目 32番地の 1 及び 32番地の 11の各一部
道路の幅員	最大 4.0m 最小 4.0m
道路の延長	55.50m
廃止年月日	平成 17年 9月 14日
廃止番号	第 17013号

(平成 17年 9月 14日揭示済)

奈良市告示第 553号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 9月 15日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

西大寺近隣公園整備工事ほか 24件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 17年 9月 21日までは入札控室、同月 22日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 9月 21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 17年 9月 28日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 9月 22日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 9月 15日揭示済)

奈良市告示第 554号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 9月 15日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 7月 1日 奈良市指令都整開第 05A- 1 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 9月 15日 第 947号

(2) 公共施設 平成 17年 9月 15日 第 410号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町 1417番地の 1 及び 1417番地の 6

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町 1590番地

染 川 和 由

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町 1417番地の 6

(平成 17年 9月 15日揭示済)

奈良市告示第 555号

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17年法律第 79号）第 6 条第 1 項の規定により地域住宅計画を作成しましたので、同条第 8 項の規定により当該計画を奈良市建設部住宅課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 9月 15日

奈良市長 藤 原 昭

(平成 17年 9月 15日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 13号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市環境調整会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 9月 7日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市環境調整会議設置規程の一部を改正する訓令
奈良市環境調整会議設置規程（平成 11年奈良市訓令甲第 10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「保健福祉部長」を「保健福祉部長 保健所長」に、「西部出張所長」を「西部出張所長 月ヶ瀬行政センター所長 都祁行政センター所長」に改める。

別表第 2 中「市民課長」を「市民課長 市民サービス課長」に、

「	西 部 出 張 所	庶務課長	を
「	西 部 出 張 所 月ヶ瀬行政センター 都祁行政センター	庶務課長 庶務課長 庶務課長	に

改める。

附 則

この訓令は、平成 17年 9月 7日から施行する。

(平成 17年 9月 7日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 35号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 9月 1日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内雑司町地内他 5 件（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

許可を取得している建設業者であること。

- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24年法律 第 100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 9 月 6 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 9 月 8 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17年 9 月 1 日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 12号

奈良市水道局技術部浄水場水質管理課放射線障害予防規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 17年 9 月 12日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局技術部浄水場水質管理課放射線障害予防規程を廃止する規程

奈良市水道局技術部浄水場水質管理課放射線障害予防規程（平成 8 年奈良市水道局管理規程第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成 17年 9 月 12日揭示済)

奈良市水道局告示第 36号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則 第 43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 9 月 15日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内朱雀五丁目地内他 3 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記名押印を欠く入札

(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札

(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 9 月 21 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局

建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 9 月 29 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17 年 9 月 15 日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 14 号

平成 17 年 9 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 17 年 9 月 1 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 17 年 9 月 6 日（火）午前 10 時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

(1) 平成 17 年度 9 月補正予算要求・内示について

(2) 学校輝きプラン事業リーフレットについて

(3) 第 38 回奈良市民スポーツのつどいの開催について

2 議事

議案第 28 号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

議案第 29 号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

議案第 30 号 奈良市社会教育委員の委嘱について

議案第 31 号 奈良市公民館条例施行規則の一部改正について

議案第 32 号 奈良市公民館分館規則の廃止について

議案第 33 号 奈良市北部会館条例施行規則の一部改正について

議案第 34 号 奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部改正について

議案第 35 号 奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部改正について

議案第 36 号 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例

- 施行規則の一部改正について
- 議案第 37号 奈良市体育施設条例施行規則の一部改正について
- 議案第 38号 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部改正について
- 議案第 39号 奈良市青年の家交楽館条例施行規則の一部改正について
- 議案第 40号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱について

3 その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
9月～10月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。
(平成 17年 9月 1日 揭示済)

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 13日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 11号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和 32年奈良市教育委員会規則第 1号）の一部を次のように改正する。

第 19条中「外国語科及び数理科学科」を「外国語科、数理科学科及び人文科学科」に改める。

附 則

この規則は、平成 17年 9月 16日から施行し、この規則による改正後の学校教育法施行細則第 19条の規定は、平成 18年度以後において高等学校の第 1 学年に在学することとなる者に係る通学区域に適用する。

(平成 17年 9月 13日 揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 22号

奈良市農業委員会平成 17年 9月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和 32年農業委員会告示第 4号）第 3条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 9月 7日

奈良市農業委員会

農地部会長 中 島 信 男

記

1 日時

平成 17年 9月 14日（水）午前 9 時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号

奈良市役所 北棟 6 階 第 22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和 27年法律第 229号）第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農地法第 25条第 2 項の規定による通知の受理について（小作契約変更分）
- (5) 許可・受理の取消しについて
- (6) 知事許可について（8 月許可分）
- (7) 非農地証明について（8 月分）

(平成 17年 9月 7日 揭示済)